

事業再編促進業務の概要

● 対象資金

強化法に基づく主務大臣の認定を受けた「事業再編計画」
又は「特定事業再編計画」の実施に必要な資金
(但し、事業再編計画の場合、「生産性向上設備等の
導入と併せて行うもの」に限定。)

● 事業規模(大規模)

「原則として50億円以上」 or
「過去3年間の設備投資総額より大きい」

● 期間(長期)

貸付期間が5年以上

● 金利(低利)

指定金融機関による貸付けの利率は、一般の金融情勢等に応じ、
その原資が財政投融资(財投)資金であることを踏まえて定める

● 協調融資

原則として、他の金融機関等と協調して実施

